

板橋区本庁舎収蔵美術品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区が、国又は他の地方公共団体等との文化交流を一層推進するため、本庁舎に収蔵している美術品を、その本来の目的を妨げない範囲で貸出すことにつき、必要な事項を定めるものとする。

(美術品の範囲)

第2条 この要綱により、貸出しを行う美術品の範囲は、区長が別に定める。

(対象)

第3条 この要綱において、美術品の貸出しを受けることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する美術館、博物館又はこれに類する施設。
- (2) 前号以外の施設で、博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定による登録を受け、又は同法第29条の規定による博物館に相当する施設として、都道府県教育委員会の指定を受けたもの。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、区長が適当と認めるもの。

(貸出しの申込)

第4条 この要綱における美術品の貸出しを受けようとする者は、美術品貸出申請書(別記第1号様式)により区長に申請しなければならない。

(貸出しの決定等)

第5条 区長は、前条の申請があった場合において、当該貸出しが本来の目的を妨げないかどうかを判断のうえ、貸出しするものと決定したときは美術品貸出決定通知書(別記第2号様式)により、貸出しをしないものと決定したときはその旨を申請者に通知する。

(貸出期間)

第6条 美術品の貸出期間は30日以内とする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを延長することができるものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、これを返還させることができるものとする。

(美術品の受渡しに係る検査等)

第7条 区長は、契約管財課長をして、美術品の受渡しに際し、当該美術品について汚損、き損等の有無の立会検査をさせるものとする。

2 第5条の規定により、美術品の貸出しの決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、借用証と引き換えに美術品を受領し、区長は、美術品が返還されたときはこれと引き換えに当該美術品借受者に借用証を返付する。

(遵守事項)

第8条 この要綱における美術品の借受者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 貸出しする美術品の荷造り、運搬等に要する一切の経費を負担すること。
- (2) 貸出期間中の美術品の保管に責任を持ち、亡失、汚損、き損等があったときは、区長の指示に従い、賠償の責を負うこと。
- (3) 貸出しを許可された美術品を、貸出目的以外に使用しないこと。
- (4) その他、区長の指示に従うこと。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本庁舎が収蔵する美術品の貸出しに必要な事項は総務部長が定める。

付則

この要綱は昭和62年8月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

美術品貸出申請書

年 月 日

板橋区長 様

団体名
所在地
代表者名
電話 ()

次のとおり美術品の貸出しを受けたいので、申請します。

目的			
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用場所			
美術品	作品名	作者名	摘要
輸送方法			
取扱責任者			

第2号様式

第 号

美術品貸出決定通知書

年 月 日

様

板橋区長

次のとおり美術品の貸出しを決定します。

目 的			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用場所			
美 術 品	作 品 名	作 者 名	摘 要
輸送方法			

注1.使用目的以外に使用しないこと。

2.板橋区の所蔵品であることを明示すること。

3.貸出しを受ける際本書を提示すること。

4.板橋区本庁舎収蔵美術品貸出要綱に従うこと。